



重大事故防止のためのお願い

(床下換気扇を安全・安心してご使用していただくために)

10年を経過した製品で点検を行っていない場合や製品に不具合が確認された場合は、ご使用の中止または点検依頼をお願いします。

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。
(注) 強い腐食環境下(塩害・過度な高湿環境)では、使用期間が10年以下でも経年劣化により故障に至る可能性があります。

設計上の標準使用期間 : 10年 (長期使用製品安全表示制度)

床下換気扇の安全に関して

●床下換気扇は電気製品です

床下換気扇は湿気や埃等の多い環境での使用となり、長期使用により、腐食・接触不良・塵埃堆積など劣化が進んでいたり、故障している可能性があります。経年劣化状態や故障状態のまま使い続けていると製品焼損などの事故にいたる可能性があります。

特に、10年経過した製品で下記のような重要留意項目に1つでも該当する場合は、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあるため、**速やかに使用を停止**し当社にお問い合わせください(※1)。

- 換気扇施工後15年以上経過している。
- 塩害地域(※2)である。
- 床下に雨水が入りこむことがある。
- 床下地面が絶えず水分を帯びている。
- 冬季は積雪により基礎が雪で覆われてしまう。
- 洪水等で床下浸水したことがある。
- 床下内の水道管や排水管から漏水したことがある。
- 床上が水浸しになったことがある。(例:洗濯水や浴室からの溢水で床が水浸しになった・・・など)



※1 お問い合わせ後の対応について

- ・継続して換気扇の使用をご希望される場合、点検をご案内いたします。
- ・点検作業は基本的にお問合せ物件に換気扇を販売施工した業者にて実施します(有償)。
- ・販売施工した業者が不明、連絡がつかない、廃業したなどの場合、点検業者をご紹介いたします。

※2 塩害地域の目安

- ・概ね海岸から2km以内の地域(北海道日本海側および東北日本海側を除く)
- ・北海道日本海側(松前町～稚内市)および東北日本海側(青森県東通村～山形県鶴岡市)は海岸から7km以内の地域
- ・沖縄および離島は全域

◆床下換気扇点検チェックポイント(概要)◆

- 換気扇本体 : 異音、異臭、回転不良、モーターカバーや電線カシメ部分のサビ、腐食、絶縁劣化等がないか。
- タイマー : コンセントプラグ周辺の埃の付着、端子ねじの緩み等がないか。
- 配線 : つぶれ、突っ張り、焦げ、絶縁劣化等がないか。

※点検・施工業者様へ

点検は床下換気扇点検チェックシートおよび重要点検ポイントの資料に準じて行ってください。
資料をお持ちでない場合は担当営業にお問い合わせください。

【ご注意ください】

弊社(セイホープロダクツ)を名乗り、または依頼された事業者と称し、床下点検を実施して不必要な商品や工事を勧誘されたという事案が発生しております。弊社から直接ユーザー様への点検や商品の勧誘は一切行っておりませんのでご注意ください。また不本意なご契約をされた場合、ただちに消費生活センターへご相談ください。